

**公告**

長野県公債を定時償還するため、次のとおり抽せんします。

平成18年7月20日

長野県知事 田中康夫

1 銘柄、償還額及び償還期日

| 銘 柄 | 償 還 額 | 償 還 期 日 |
|-------------|---------------|-------------|
| 平成8年度第2回公債 | 千円 999,000 | 平成18年9月25日 |
| 平成8年度第4回公債 | 1,239,000 | 平成18年10月25日 |
| 平成8年度第5回公債 | 296,000 | 平成18年11月24日 |
| 平成9年度第2回公債 | 945,000 | 平成18年9月25日 |
| 平成9年度第3回公債 | 615,000 | 平成18年10月25日 |
| 平成9年度第5回公債 | 109,000 | 平成18年11月24日 |
| 平成10年度第2回公債 | 690,000 | 平成18年9月25日 |
| 平成10年度第3回公債 | 510,000 | 平成18年10月25日 |
| 平成10年度第5回公債 | 377,000 | 平成18年11月24日 |
| 平成11年度第2回公債 | 300,000 | 平成18年9月25日 |

2 抽せん期日 平成18年8月2日(水) 午前10時

3 抽せん場所 長野市大字中御所岡田178番地8

株式会社八十二銀行

4 抽せん方法 コンピュータ使用によるせん数抽せん

財政改革チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月20日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

企業における男女共同参画社会づくり取組状況実態調査業務
委託一式

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成18年8月2日から平成18年11月6日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年間に国又は地方公共団体と同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県企画局ユマニテ・人間尊重チーム

電話 026(235)7102

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年7月31日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成18年7月28日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければなりません。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要がありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要がありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

ユマニテ・人間尊重チーム

公告

長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定により、景観育成住民協定を次のとおり認定しました。

平成18年7月20日

長野県知事 田中康夫

| 協定の名称 | 協定に係る区域の所在 | 景観育成に関する事項 | 認定年月日 |
|-------------------------|------------|--|------------|
| 向原地区雪窓向原線沿線景観形成住民協定 | 北佐久郡御代田町 | 建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項 | 平成18年7月11日 |
| 伊南バイパス本郷地区景観形成・土地利用住民協定 | 上伊那郡飯島町 | 建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項 | 平成18年7月11日 |
| 上田市天神商店街まちづくり協定 | 上田市 | 建築物に関する事項 広告物に関する事項 その他の事項 | 平成18年7月11日 |

土地・景観チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月20日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なでしこ

3 代表者の氏名

増澤公子

4 主たる事務所の所在地

長野県諏訪郡下諏訪町社6747番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめとするすべての人々が、お互いに協力しあい、住みなれた場所でその人らしい生活を送るために、住民参加で必要な支援を行い誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会をつくることに寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月20日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ホットライン

3 代表者の氏名

平林君雄

4 主たる事務所の所在地

長野市稻里町中央一丁目15番25号

5 定款に記載された目的

この法人は、要介護者と高齢者及びその家族に対して、生活上の種々の相談に応じ、情報提供及び支援事業を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人浅間NPOセンター

3 代表者の氏名

大森利成

4 主たる事務所の所在地

長野県佐久市春日113番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、NPO活動の普及、啓発、啓蒙、に寄与するとともに、地域の発展のために積極的なまちづくりの推進をおこない、よりよい環境と伝統、文化に支えられた、活力あふれる世界に開かれた平和な佐久平地域の未来のために貢献することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人りんどう

3 代表者の氏名

原山友幸

4 主たる事務所の所在地

長野県上田市保野614番地

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者及びその家族等に対し、自立した日常生活に必要な事業及び高齢等により障害者の介護が出来ない家族を支援する事業を行い、全ての人が健康で快適な暮らしが出来るよう福祉サービスを提供し、もって、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハートリンク

3 代表者の氏名

赤沼元二

4 主たる事務所の所在地

長野県諏訪市小和田9番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・児童はじめ全ての人々が自分にあった環境で自立して元気に暮らせるよう、介護や生活支援サービスなど、心身ともに豊かで健康に暮らせるための事業を行い、その地域に暮らす人々が安心して豊かに暮らせる社会やその仕組みの実現に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年7月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はるちか

3 代表者の氏名

笹谷祐輔

4 主たる事務所の所在地

伊那市東春近2240番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者とその家族に対して、住み慣れた地域において家庭的な雰囲気のもとで介護が受けられるための事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者、障害者の住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すみれ会

3 代表者の氏名

高見澤 静 男

4 主たる事務所の所在地

南佐久郡南牧村大字海ノ口891番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人達等の自立促進のため、作業所運営、交流事業及び相談事業を通じて、生活支援、就労支援、余暇支援等を行い、地域でだれもが当たり前に生活していくような福祉の発展に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域健康づくり支援研究所 健學塾

3 代表者の氏名

仲 学

4 主たる事務所の所在地

白馬村大字北城6376番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、公民館等を利用して、県内外の地域住民に対して地域健康づくり支援事業を行い、地域と社会の健康と福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

平成19年度長野県看護専門学校学生を次のとおり募集します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員等

| 名 称 及 び 所 在 地 | | 募 集 人 員 | 修 業 年 限 | 出 願 資 格 | | |
|--|--|---------|---------|---|--|--|
| 長野県須坂看護専門学校 (以下「須坂看護専門学校」といいます。) 須坂市臥竜2丁目20番1号 (郵便番号 382-0028) (電話 026-248-8311) | | 人 40 | 年 3 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者（平成19年3月卒業見込みの者を含みます。） 又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者 | | |
| | | 20 | 2 | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき准看護師の免許を受けた者で次のいずれかに該当するもの（平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。） (1) 免許を受けた後、3年以上看護業務に従事している者 (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者 | | |
| 長野県木曾看護専門学校 (以下「木曾看護専門学校」といいます。) 木曾郡木曾町福島 6257-2 (郵便番号 397-0001) (電話 0264-22-4057) | | 30 | 2 | | | |
| | | | | | | |

2 入学試験

| 看護専門学校名 | | 試験期日 | 試験場所 | 学 力 試 験 等 | | 合格者の発表 | |
|----------|------------|-------------------------|-------------|--|------|--------------|---------------------------------|
| | | | | 試 験 科 目 | その他 | 期 日 | 方 法 |
| 須坂看護専門学校 | 修業年限 3年 | 平成19年1月31日（水）及び2月1日（木） | 須坂看護専門学校 | 高等学校卒業程度の国語総合（漢文を除きます。）数学I・A、生物I及び英語I・II | 人物考査 | 平成19年2月8日（木） | 受験した看護専門学校に掲示するほか、合格者には直接通知します。 |
| | 修業年限 2年 | 平成19年1月17日（水）及び1月18日（木） | | 准看護師養成所卒業程度の専門科目 | | 平成19年2月2日（金） | |
| 木曾看護専門学校 | | 平成19年1月17日（水）及び1月18日（木） | 長野県木曾合同庁舎講堂 | 教養科目 国語（現代国語）、数学、生物及び英語 小論文 | 人物考査 | 平成19年2月6日（火） | |

3 入学志願の手続

| 看護専門学校名 | | 提出書類 | 受付場所 | 受付期間 | 受験料 |
|----------|------------|--|----------------|-----------------------------|--------|
| 須坂看護専門学校 | 修業年限 3年 | (1) 入学願書 (2) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 (3) 卒業した高等学校又は中等教育学校の長の発行する調査書 | 入学しようとする看護専門学校 | 平成18年12月18日(月)から12月22日(金)まで | 2,200円 |
| | 修業年限 2年 | (1) 入学願書 (2) 准看護師免許証の写し(官公署の証明のあるもの) (3) 卒業した准看護師養成施設の長の発行する調査書 (4) 出願資格の(1)に該当する者は、看護業務の就業証明書 (5) 出願資格の(2)に該当する者は、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 | | 平成18年12月4日(月)から12月8日(金)まで | |
| 木曽看護専門学校 | | | | 平成18年12月11日(月)から12月28日(木)まで | |

- (注) 1 入学願書は、入学しようとする看護専門学校で交付する用紙を使用してください。
 2 受験料は、長野県収入証紙(入学願書の所定欄にはって、消印しないでください。)により納付してください。
 3 須坂看護専門学校(修業年限2年のものに限る。)又は木曽看護専門学校に出願する場合の提出書類の(2)については、入学願書の提出時に准看護師免許を取得していない者は、提出する必要はありません。この場合においては、入学時に准看護師免許証又は准看護師登録証明書を提示し、又は提出してください。

4 その他

- (1) 入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、入学しようとする看護専門学校に行ってください(郵便による場合は、切手140円分をはったあて先明記の返信用の封筒(角2封筒)を同封してください。)。
 (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

| | |
|---------|------|
| ア 看護衣 | 82着 |
| イ 看護上衣 | 388着 |
| ウ パンタロン | 378着 |
| エ 予防衣 | 228着 |

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

契約締結日から平成18年10月31日まで

(4) 納入場所

長野県立須坂病院、長野県立阿南病院及び長野県立木曽病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」と

いう。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 (4) 過去3年間に長野県内に所在する病床数が100床以上の病院を含む複数の病院に同種の物品の納入又はリースをした実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部県立病院チーム 総務ユニット

電話 026(235)7143

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成18年8月9日(水) 午前10時
 イ 場所 長野県庁 西庁舎402号会議室
 (3) 郵便入札の可否
 郵便による入札は、受け付けません。
 (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成18年7月31日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院チーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画通路 1号 広丘駅東西自由通路

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画チーム及び塩尻市役所

都市計画チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成18年度国補総合流域防災事業委託業務（砂防）（情報基

盤整備事業）

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約日から平成19年3月20日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁土木部砂防チーム及び危機管理局消防チーム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に当該システムと同種又は自治体向け総合事務システム等のシステムを開発、又は受注した実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県土木部砂防チーム

電話 026（235）7316

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年8月8日（火）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎401号会議室

(2) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各

号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

砂防チーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年7月20日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 許可番号 平成18年4月10日

長野県佐久地方事務所指令17佐地建第17-12号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小諸市大字御影新田字和田原2719-1、2720-1、2721-3、2722-1、2722-2、2722-1先、2723-1、2723-3、2723-4、2724-1、2724-4、2724-5、2745-3、2746-2、2746-3、2747-1、2747-2、2747-3、2748、2748先、2753先、2754、2756-2、2758-2、2758-3、2758-4（第2工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県豊橋市藤沢町83番地

ダイエー観光株式会社 代表取締役 松田 泰秀

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年7月20日

長野県上伊那地方事務所長 竹松政博

1(1) 許可番号 平成17年11月18日

長野県上伊那地方事務所指令17上伊地建第32-10号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市赤穂6033、6034、6036

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

駒ヶ根市赤穂6073

株式会社クラタ開発 代表取締役 倉田一徳

2(1) 許可番号 平成18年5月25日

長野県上伊那地方事務所指令18上伊地政第10-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市伊那9400-44の内、9529の内、9530、9541の内、9546-2の内、9606-7の内、9606-8の内、9606-9、9606-10の内（第1工区）

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市伊那部3050

伊那市土地開発公社 理事長 小坂 榎男

3(1) 許可番号 平成18年6月21日

長野県上伊那地方事務所指令18上伊地政第10-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市美篤8449-1の内、8449-2の内、8450-1の内、8450-2の内、8451-1、8451-2、8451-3、8451-6、8451-7、8452-1、8452-2、6070-38

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市伊那部3050

伊那市土地開発公社 理事長 小坂 榎男

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年7月20日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

1 許可番号 平成18年3月29日

長野県諏訪地方事務所指令17諏地建第17-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

諏訪市小和田3548-1、3548-2、3554-1、3554-2、3555、3556-1、3556-2、3557-1、3557-2、3558、3559-1、3559-4、3559-5、3560-1、3560-4、3560-5、3583-1、3583-13、3588-1、3590-1、3591-1、3592、3593、3594、3559-9

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市島立406

積水ハウス株式会社松本支店 支店長 高塚 善數

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年7月20日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

1(1) 許可番号 平成18年5月29日

長野県指令17建第3-22号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字洞沢8587-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字片丘8685 竹淵 浩

- 2(1) 許可番号 平成18年3月6日
長野県松本地方事務所指令17松地建第33-8号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字北原2002-1、2007-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯田市松尾町2-16
前田産業株式会社 代表取締役 前田 隆

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年7月20日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

- 1 許可番号 平成18年5月17日
長野県指令18建第4-8号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字幸高字後荒市場195の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市旭ヶ丘7-10 花園尚則

建築まちづくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月20日

長野県南佐久建設事務所長 塩入邦寿

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
ダムの多重無線設備点検業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成19年3月10日まで
 - (4) 履行場所
佐久市臼田 南佐久建設事務所
南佐久郡佐久穂町 古谷ダム
南佐久郡佐久穂町 余地ダム
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
 - 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又Cに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去10年以内に同種の通信設備の点検業務の履行実績を有する者であること。
 - (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 佐久市臼田2015
長野県南佐久建設事務所 総務チーム
電話 0267（82）3101
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年8月10日（木）午後1時30分
イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一會議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年7月28日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格